



千代田区ふるさと納税 返礼品応募の手引き

千代田区政策経営部総務課

令和6年5月28日発行

令和6年10月1日改定

令和7年6月18日改定

目次

（千代田区ふるさと納税）

P1 はじめに

P2 返礼品の設定

P3 ふるさと納税制度とは

P4 事業イメージ

P5 返礼品提供事業者の要件

（返礼品の要件）

P6 要件

P7 地場産品基準

（返礼品の企画）

P9 はじめに（要件を満たす返礼品）

P10 次に（個数・組み合わせ）

P11 最後に（提供価格の設定）

P12 新規返礼品の応募（提出書類）

P13 電子商品券取扱店の応募

P14 審査の流れ

P15 ポータルサイト掲載までの手続

（ポータルサイト掲載後）

P16 受注～発送～代金の支払い

P17 返礼品の除外、PR協力、個人情報保護

（返礼品の変更）

P18 変更手続

P19 変更・追加登録の具体例

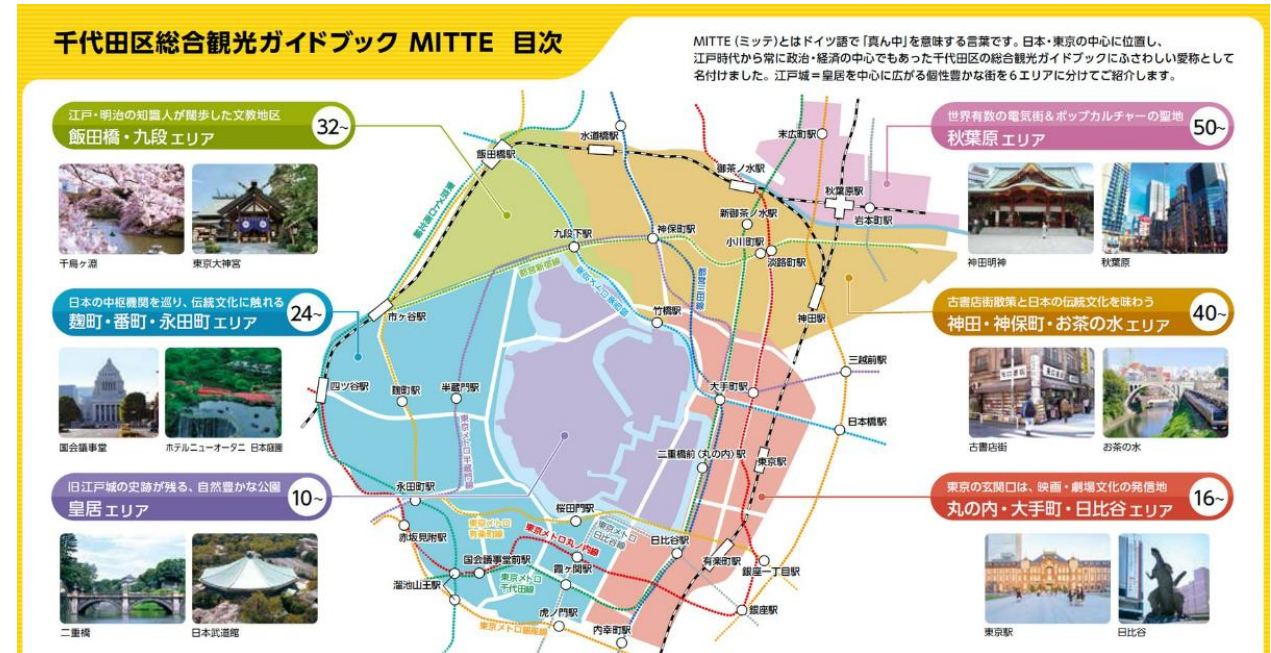
P20 連絡先

千代田区は、江戸城を中心に発展した地域であり、江戸時代から政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。

千代田区は江戸城の面影を今なお残す皇居のほか、立法（国会議事堂）、行政（首相官邸や霞が関官庁街）、司法（最高裁判所）の三権の主要機関のほか、世界的なビジネス街として発展する丸の内・大手町、落ち着いた景観とたたずまいを見せる番町・麴町、電気街やポップカルチャーの発信地である秋葉原、古書店街の神保町、スポーツ店街の小川町、繊維街の岩本町など、他に例のない多様で特徴ある街並みが形成されています。

「千代田区の魅力を多くの人に知ってもらいたい」

千代田区の魅力を共に発信することにお力添えをいただける事業者様のご応募、是非ともお待ちしております。



(発行元) 一般社団法人千代田区観光協会
「MITTE CHIYODA 千代田区総合観光ガイドブック」

千代田区のふるさと納税

P2

返礼品の設定

観光で訪れる方、在勤者の方、離れた地から応援していただける方
全ての方に千代田区の魅力を伝えることをコンセプトに、このような返礼品を設定していきます。

食料品、工芸品



観光スポット巡り



宿泊施設



レジャー、体験



飲食・グルメ



Rakuten Travel

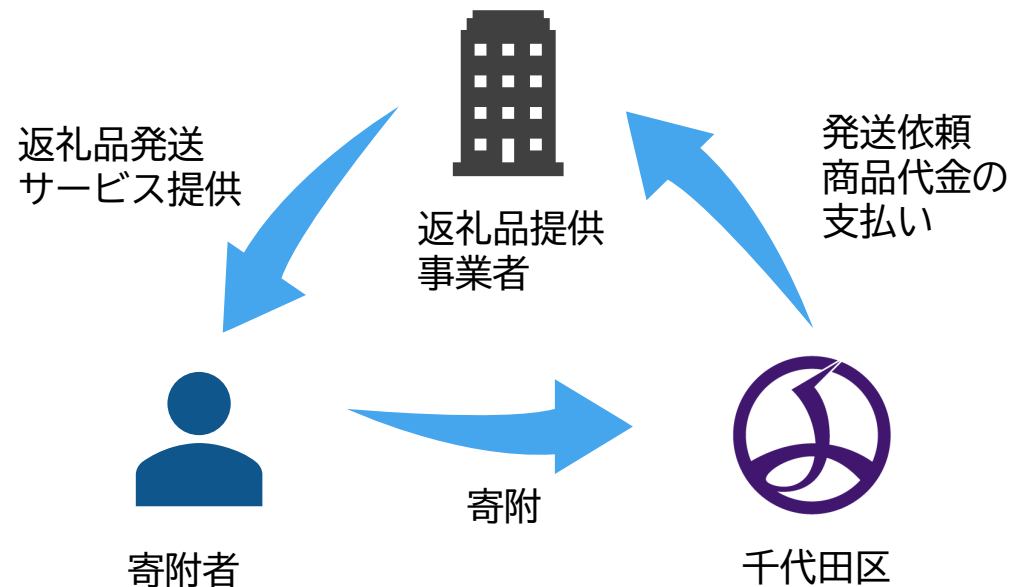
旅 ふるなびトラベル

ふるさと納税払い
チョイスPay

ふるさと納税制度とは

概要

生まれ育った故郷、学生時代に通っていたまちなど、任意に選んだ自治体に対して寄附を行い、寄附額から2,000円を除いた額が、所得税や個人住民税から控除される制度です。寄附に対する謝礼として、寄附額に応じた返礼品を受け取ることができます。



返礼品とは

寄附に対する謝礼として寄附者へお送りする商品・サービスのことを指します。返礼品として登録するためには、総務省が定めた地場産品基準を満たす必要があります。千代田区では返礼品の提供を通じて、寄附者に感謝の気持ちを伝えるだけでなく、千代田区の魅力を発信し、産業・地域経済の活性化、観光の振興を図っていきます。

寄附の方法

「さとふる」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「ふるさとチョイス」のポータルサイトを経由して、寄附の申込みを受け付けます。

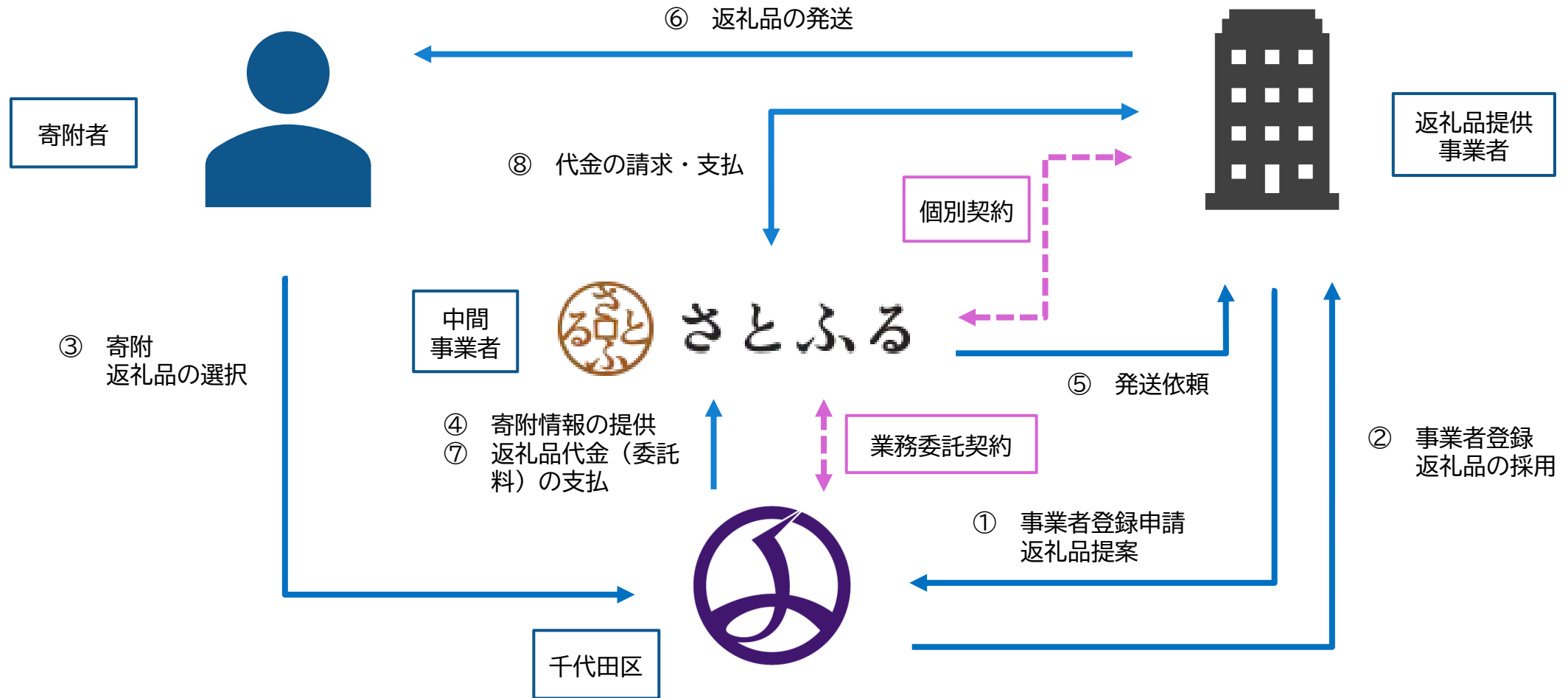
控除上限額

寄附の上限額は決まっていますが、税金から控除可能な上限金額があります。控除上限額は寄附者の年収や家族構成等により変動します。

事業イメージ

P4

寄附者、返礼品提供事業者、中間事業者（株式会社さとふる）、千代田区のそれぞれの関係は、下図のとおりです。



返礼品提供事業者の要件

返礼品の提供事業者となるには、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 各種法令、例規等に沿った生産、製造、販売、サービス提供等を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等、事務・生産拠点又は役務（サービス）の提供場所が区内にあること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (5) 経営不振の状態に陥っていないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む。）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が生じた場合の適切な対応等が可能であること。また、その対応状況等について中間事業者へ速やかに報告ができること。
- (8) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (9) 受注管理で使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れる等のセキュリティ対策を講じていること。

返礼品の要件

返礼品として提供するには、次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 千代田区の魅力を発信し、産業・地域経済の活性化又は観光の振興に寄与するものであること。

(2) 国が定める地場産品基準等（※次頁にて詳細を掲載）に適合するものであること。

(3) 公序良俗に反するものでないこと。また、特定の宗教・宗派や思想・信条等に関わるものでないことのほか、科学的根拠のない効果・効能を謳うものでないこと。

(4) 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。

(5) 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、千代田区の返礼品として提供することについて、当該権利者の許諾を得ていること。

(6) 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定で供給するものは除く。

(7) 食品表示法、商標法等の関係法令を遵守したものであること。

(8) 食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限、賞味期限を有しているものであること。

(9) サービスの提供の場合にあっては、一定の利用期間を設けること。また、寄附者と利用に係る調整を行うことができる予約等の体制があること。

(10) イベント等の参加の権利等の場合にあっては、当該イベント等が中止となったときの取扱い等について、あらかじめ区と協議を行うこと。

(11) 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。

(12) サービスの提供の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

国が、全国一律に適用される要件として定めている基準等は、主に以下のとおりです。

- 1 平成31年総務省告示第179号「地場産品基準」（令和5年6月27日最終改正）
- 2 ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について（令和5年12月27日付け納税市第119号）
- 3 ふるさと納税制度の適正な運用について（令和5年9月28日付け納税市第100号）
- 4 ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和5年6月27日付け組総税市第65号）及び同Q & A（令和5年7月21日付け総税市第80号）

返礼品として採用されるためには、これら基準の全てに適合する必要があります。

（総務省関係資料）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

返礼品の要件

地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）告示第5条

返礼品は次のいずれか1つ以上を満たす必要があります。

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

千代田区内で生産されたハチミツ など

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。

千代田区外産の材料を使用して、千代田区内の事業所や店舗等で製造・加工等を行うことでつくられた食料品や、千代田区内の工房等でつくられた工芸品 など

四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 （略）※地方団体が定めるキャラクターに関する事項

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

千代田区内の店舗等で製造・加工等を行うことでつくられた和菓子に、千代田区外産の茶葉をセットで販売しているもの（例：和菓子9,000円相当、茶葉1,000円相当）など

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

千代田区内の宿泊施設における宿泊券、飲食店における食事券のほか、レジャー・体験施設での利用券 など

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

返礼品の要件

七の四 （略）※区域内で発電された電気に関する事項

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 （略）※災害等、甚大な被害を受けた場合に返礼品の代替として提供するものに関する事項

返礼品の企画

① はじめに

返礼品の要件を満たす商品・サービスとして、何を提供するか考えます。



食料品や飲料品



工芸品



食事券・宿泊券



演劇鑑賞券

地場産品基準 三

地場産品基準 七

ポータルサイトに
掲載できる商品数は
10点 までです

返礼品の企画

P10

② 次に

提供すると決めた商品・サービスの個数や組み合わせを考えます。また、単品としてだけでなく、次のような返礼品も設定が可能です。

カラーバリエーション



価格が同一のカラーバリエーション（食品・飲料を除く）は複数色を1商品としてカウントします。

例：江戸切子で、サイズ・材質・紋様が同一であり、色が3種類がある場合は、3種類をまとめて1商品とカウントします。

詰め合わせ（セット品）



店舗等で販売している複数の洋菓子を組み合わせ、一つの詰め合わせ商品としてまとめることも可能です。

ポータルサイトに
掲載できる商品数は
10点 までです

定期便



個々の返礼品について、複数回に分けて配送することも可能です。

例：店舗において製造した乾麺蕎麦を年6回、定期的に配送します。

返礼品の企画

③ 最後に

提供価格を設定します。

提供価格（税込） 中間事業者を介して、千代田区から支払われる返礼品の金額を指します。提供事業者様が定めます。

提供価格は 1,500円以上 とし、この金額には 商品代金（又はサービス料）、梱包費用その他の経費を含めます。

寄附金額 ポータルサイト上で表示される金額を指します。

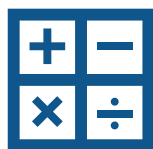
寄附金額 = （ 提供価格 × 3分の10 ） + 送料相当分 の算定を基本として、千代田区が定めます。

例



提供価格を 3,000円 に決定

3,000円の中には、商品代金のほか、商品箱・梱包材に係る経費が含まれます。



上記の計算式に基づき算定
(3,000円 × 3分の10)
+ 1,000円（送料相当分）

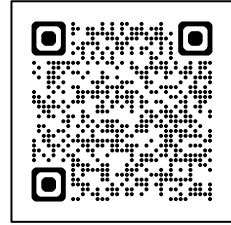
寄附額 11,000円 と、千代田区が定めます。



ポータルサイトに 11,000円 の寄附に対する返礼品として掲載されます。

ご提出書類

様式ダウンロードはこちら



新規の返礼品を応募する場合（電子商品券取扱店の応募を除く）

提出書類	留意点
① 返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式1）	以下の2種類のデータをご提出ください。 ア 様式1のデータ（エクセルデータ） イ 様式1を紙に出力後、代表者の自署又は記名押印により誓約をしたものの写しのデータ（PDF形式又はJPEG形式など）
② 返礼品提案書（様式2）	返礼品が複数ある場合は、シートを複製し、返礼品ごとに1枚作成してください。
③ 提供事業者・返礼品の内容が分かるもの（自由様式）	事業概要や商品説明のパンフレット等がこれに該当します。ホームページで公開している場合は、URLを提出時の書類に記載することで、書類の提出を省略することができます。

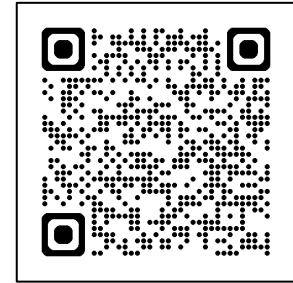
（提出先）

千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当

Email: furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp（送り間違いのないようご注意ください）

電子商品券取扱店の応募等

「PayPay商品券取扱店
応募の手引き」はこちら



(1) PayPay商品券取扱店としての応募

別冊「PayPay商品券取扱店 応募の手引き」をご覧ください。

(2) その他の電子商品券の取扱店舗等としての応募等については、次の区分に掲げるとおりです。

電子商品券の種類	留意点
 楽天トラベルクーポン	楽天トラベルのサイトに掲載されている宿泊施設のうち、国の定める基準に適合する施設は自動的に対象となりますので、特段の手続は不要です。
 ふるなびトラベルクーポン	宿泊施設を中心に、各電子商品券の運営会社（株式会社アイモバイル：ふるなびトラベル、株式会社トラストバンク：チョイスPay）が個々の事業者の開拓を行います。これを待たずして取扱店舗等になりたい場合は、①店舗等の名称・所在地、②運営法人等の名称、③ホームページのURL、④担当者連絡先（電話番号、メールアドレス）を、以下の提出先までメールでお送りください。
 チョイスPay	

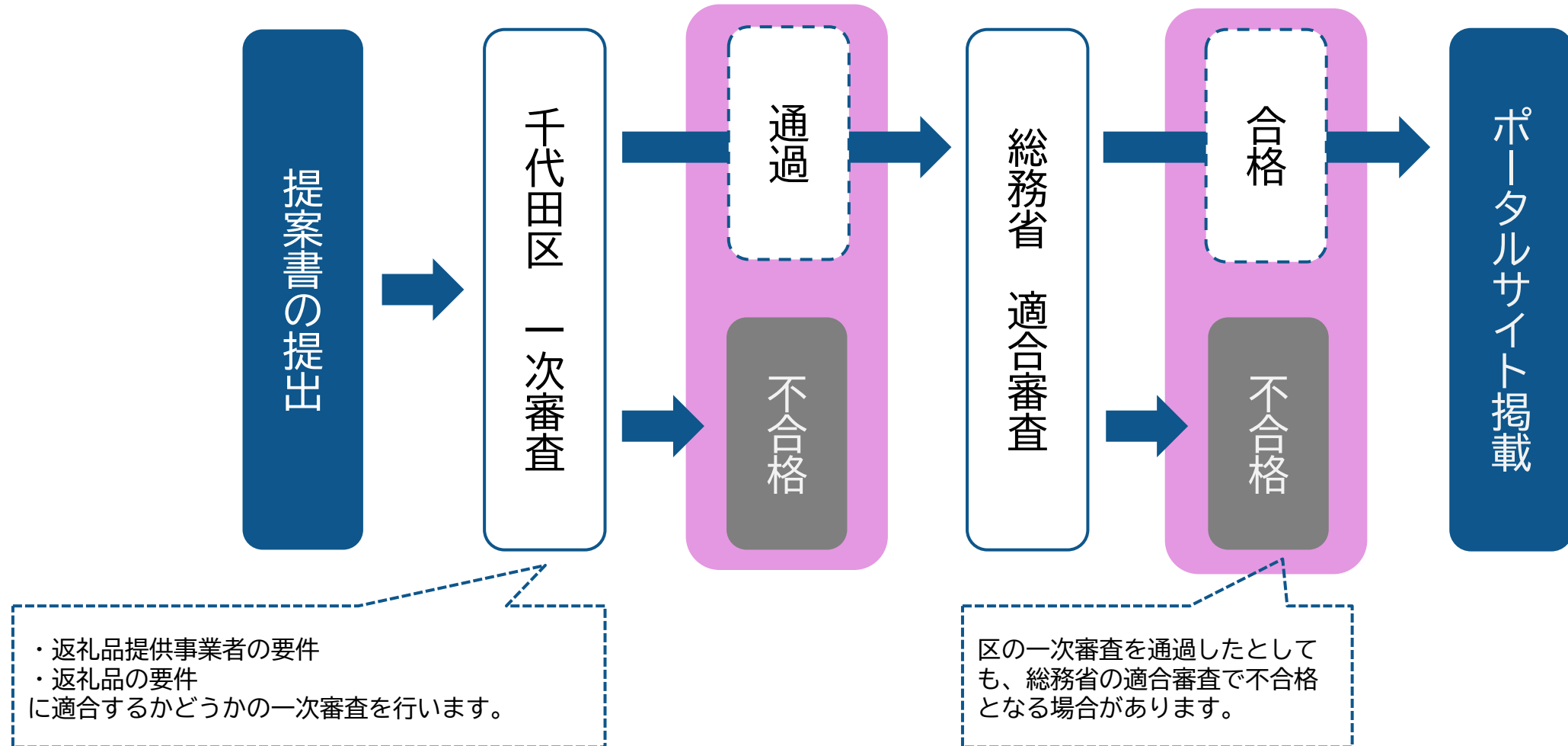
(提出先) 千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当

Email: furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp

(送り間違いのないようご注意ください)

審査の流れ

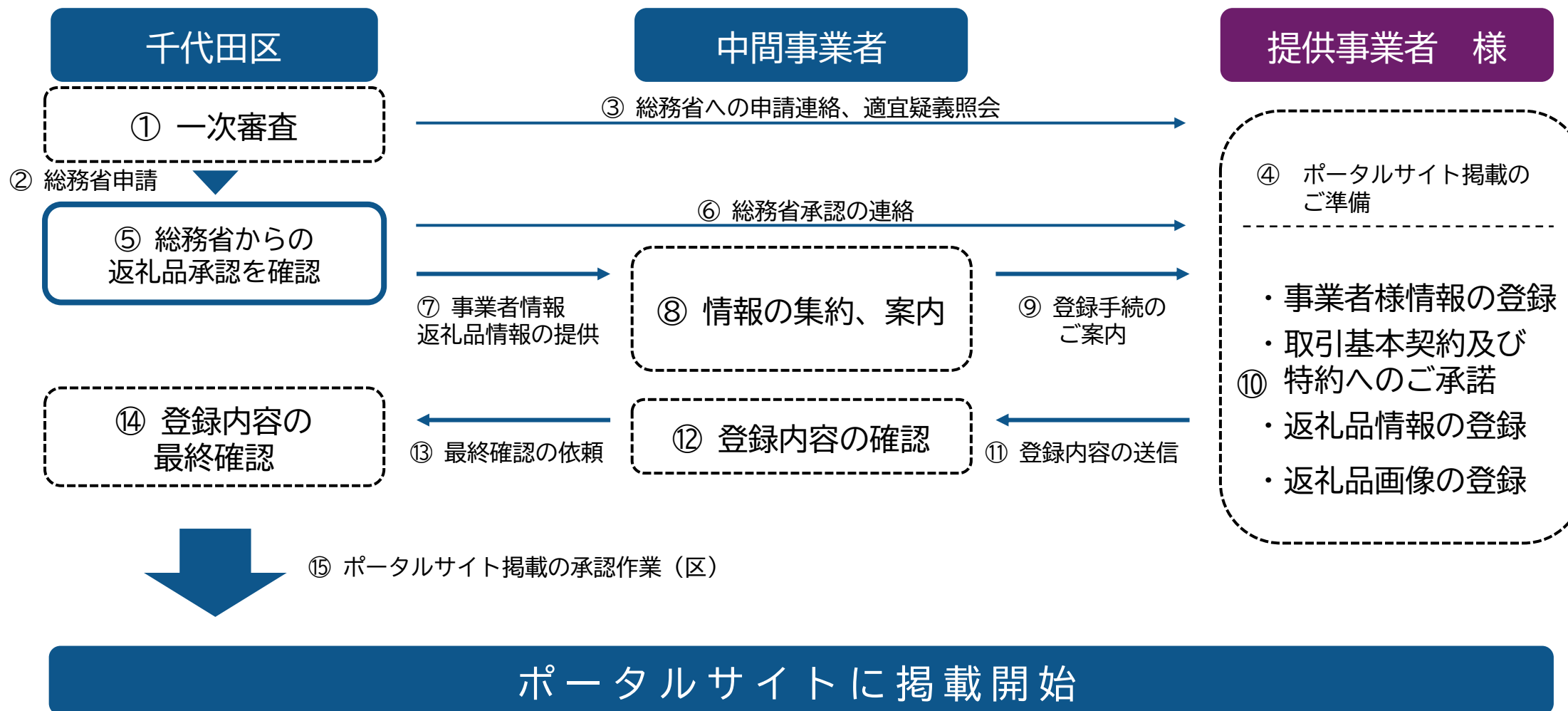
返礼品の提案があった後の流れ



ポータルサイト掲載までのお手続き

P15

返礼品の提案書を受け、千代田区の一次審査を通過した後、以下の手続が必要となります。



ポータルサイト掲載後

P16

受注～発送～代金の支払い

各ポータルサイトに掲載開始

各ポータルサイト経由で寄附の受付け



中間事業者から返礼品提供事業者様へ： 返礼品発送依頼（メール） + 宅配事業者の集荷日程の通知



返礼品提供事業者様にて： 返礼品の発送準備 + 宅配事業者の集荷日に合わせて返礼品を発送



中間事業者から返礼品代を返礼品提供事業者様へお支払い（月末締め翌月払い）

ポータルサイト掲載後

P17

その他

1 返礼品の除外について

- ポータルサイトの掲載基準又はその他総務省による地場産品基準等の改定によりポータルサイトに掲載ができなくなった場合は、その時点で除外とします。
- 採用後に産地、製造地、加工地又は原材料等の変更により、地場産品基準等に適合しなくなった場合は除外とします。
- 返礼品の応募時に誓約した事項に違反した場合のほか、返礼品提供事業者として適切に対応していない等の理由により千代田区からの改善指導に従わない場合は除外とします。

2 PRへの協力について

- 千代田区から寄附者様に向けてPR冊子等を配付しようとする場合は、返礼品発送時に同梱するようご協力をお願いします。
- 返礼品に採用された場合には、返礼品提供事業者様が運営するホームページやSNSにおいて、千代田区のふるさと納税をPRするようご協力をお願いします。

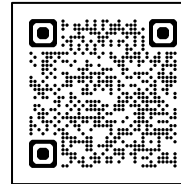
3 個人情報の保護について

- 返礼品提供事業者として知り得た寄附者様の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく、適正な管理をお願いします。返礼品提供事業者に該当しなくなった後も同様です。

返礼品の変更

P18

様式ダウンロードはこちら



総務省の承認を経てポータルサイトに掲載した後であっても、①価格変更、②数量・内容量の変更、③材質の変更であれば、新規返礼品の再度の応募を経ずして、登録内容の変更ができます。また、10商品以内であれば追加登録をすることもできます。

「返礼品登録内容変更届（様式4）」をメールで提出

変更しようとする日の1か月前までに提出をお願いします。
変更内容の適用の希望日がある場合は、その旨を明記の上、ご提出ください。

千代田区にて変更内容の審査

千代田区にて、変更の内容が著しく大きいため変更不可と判断した場合、再度、新規返礼品として応募していただく必要があります。

千代田区から中間事業者へ
価格及び内容量変更の依頼

（一定期間、返礼品の受付を停止）

新価格 又は 新数量 にて寄附受付の再開

（提出先）

千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当

Email: furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp

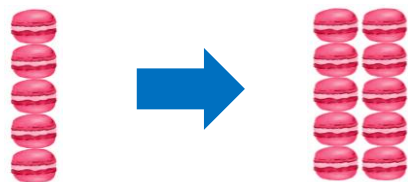
（送り間違えのないようご注意ください）

返礼品の変更

P19

次の場合であれば、新規返礼品の再度の応募を経ずして、登録内容の変更ができるほか、10商品以内であれば追加登録をすることもできます。

1 既存品と数量のみ異なる場合



例 既に返礼品として採用されている「マカロン（いちご味）」について、5個セットを10個セットに変更する場合

2 既存品と内容量のみ異なる場合



例 既に返礼品として採用されている「ハチミツ」について、300gを500gに変更する場合

3 既存品と材質のみ異なる場合



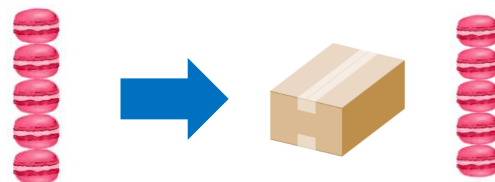
例 既に返礼品として採用されている「風呂桶」の材質について、ヒノキ材をスギ材に変更する場合

4 既存品どうしを組み合わせたセット品



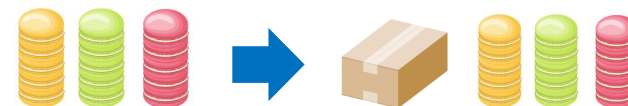
例 既に個々の返礼品として採用されているマカロンの「バニラ味」「抹茶味」「いちご味」について、3種類の味をまとめてセット品とする場合

5 既存品を組み合わせた定期便



例 既に返礼品として採用されているマカロン（いちご味）について、2か月に一度の定期便とする場合

6 既存品どうしを組み合わせた定期便



例 既に個々の返礼品として採用されているマカロン（3種類の味）について、それらをまとめてセット品とし、2か月に一度の定期便とする場合

連絡先

応募からポータルサイト掲載までの手続きなど

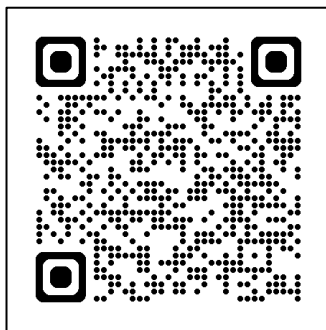
千代田区政策経営部
総務課 ふるさと納税担当

TEL : 03-3264-0799
Email : furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp
(送り間違いのないようご注意ください)

ポータルサイト掲載後の流れなど

(中間事業者)
株式会社さとふる
さとふるサポートセンター

Email : cs@satofull.co.jp
(送り間違いのないようご注意ください)
※メール件名に必ず「千代田区」とご記入ください



千代田区HP ふるさと納税返礼品提供事業者募集

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/zaise/furusatonozai-boshu.html>